

平成30年度新入園児募集(認定こども園・幼稚園)

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設等
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望する場合	認定こども園、保育園
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望する場合	認定こども園、保育園、地域型保育

那須町内の認定こども園・幼稚園では、平成30年度の新入園児を9月1日(金)から募集しています。

▼町内認定こども園・幼稚園

○認定こども園
認定こども園那須幼稚園
(1号・2号認定利用可)

○幼稚園
那須みふじ幼稚園
(1号認定利用可)

▼入園資格 3歳以上(平成24年4月2日生)平成27年4月1日(生)

※年度途中でも満3歳の誕生日の翌日から入園できます。

▼入園手続き 教育や保育を受けようとするときは、教育・保育の必要性の認定(支給認定といいますが)を受けたいうえで、認定こども園・幼稚園を利用することになり、支給認定区分によって手続き方法が異なります。

▼預かり保育の実施 保育時間外に保護者の希望により、午後6時まで実施します。また、夏・冬・春の長期休業中は午前8時から午後6時まで実施しています。

▼2歳児預かり 2歳児については「預かり保育」として預かり、満3歳の誕生日をもって入園と

なります。

▼保育料 保育料については、認定区分、保護者の所得に応じた支払いとなり、町において決定いたします。

※通常保育料とは別に、園によっては独自の費用負担(教材費、父母会費、卒園準備金、スクールバス費等)があります。

▼問合せ
認定こども園那須幼稚園
☎0184
☎70184
<http://nasuyouchien.lacocan.jp/>

那須みふじ幼稚園
☎1350
<http://www.nasu-mifujied.jp/>

子ども・子育て支援新制度について
平成27年4月1日から、幼児期の学校教育や保育等の子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

▼利用手続きが必要です
幼稚園や保育園等の利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

なお、幼稚園によって、新制度に移行している園と移行していない園があります。移行していない

園を希望する場合は、直接幼稚園にご相談ください。(町内2施設は新制度に移行しています)

▼手続きの流れ

- 1号認定利用希望の場合
- ①幼稚園等に直接利用希望申し込みをします。
- ②幼稚園等から入園内定を受けます。
- ③幼稚園等を通じて支給認定申請をします。
- ④幼稚園等を通じて支給認定証が

- ⑤幼稚園等と契約します。
- 2号・3号認定利用希望の場合
- ①町に支給認定申請と利用希望申し込みをします。
- ②町から支給認定証が交付されます。
- ③認定こども園等の状況によって町が利用調整を行います。
- ④利用先の決定後契約となります。

▼新制度の問合せ こども未来課
☎76959

3町村の中学生が交流しました



今年で4年目の「体験の風をおこそう運動」3町村交流事業が、8月7日から8日に行われました。これは、本町と西郷村、下郷村の中学生の交流と体力増進を目的に実施しており、これまでの3年間は、三本槍岳登山を実施し、この山名の由来の故事を山頂で再現しました。

今年、西郷村雪割橋付近の溪谷でキャニオニング体験を行いました。大自然の中で思い切り楽しみ、お互いの距離を近づけることができました。また各校の情報交換も例年以上に盛り上がり、3町村の中学生同士の交流がさらに深いものとなりました。

これからも3町村の生徒会が、お互いに刺激し合いながら、よりよい学校づくりを目指していきます。